

○新医薬品の再審査期間の延長について

(平成19年6月12日)
(薬食発第0612001号)

(各都道府県知事・各政令市長・各特別区長あて厚生労働省医薬食品局長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の4第2項の規定に基づき、下記のとおり新医薬品の再審査期間が延長されたので、御了知のうえ関係各方面に対し周知されるようお取り計らい願いたい。

記

小児集団における使用経験の情報を集積するため、小児の用量設定に関する製造販売後臨床試験等を実施する必要があると認められたもの

1. イミグラン錠50(グラクソ・スミスクライン株式会社)

延長された再審査期間：平成23年6月19日まで